企業の喫煙対策:KDS の禁煙プロジェクト

本文書は、熊本県の KDS 菊池自動車学校 熊本ドライビングスクールにおける禁煙プロジェクトを同社のご協力のもと、企業の喫煙対策に取り組む全国の企業の参考のため、一般社団法人くまもと禁煙推進フォーラムのウェブサイトで公開しているものです。著作権に関しては、KDS 菊池自動車学校 熊本ドライビングスクール代表取締役 永田佳子氏が有しています。

令和元年 5 月 8 日 改訂第 2 稿(平成 29 年 8 月 30 日 初稿) 熊本県・KDS グループ 菊池自動車学校 熊本ドライビングスクール 代表取締役 永田 佳子

1. 禁煙プロジェクト開始のきっかけ

禁煙プロジェクトのはじまりは、2名の社員の死でした。

代表取締役になって3年目、脳梗塞で男性社員が亡くなりました。63歳です。その後、 還暦を目の前にした男性社員がガンを煩いこの世を去りました。二人の共通項はヘビー・ スモーカーだったことです。

二人は共に、毎年の健康診断をきちんと受診し、危険なシグナルが結果表に現れていたのですが、再検査や治療に真剣に取り組んでなかったことが後にわかりました。

家族同然であった社員達の訃報から、「社員のいのちをまもる」ことも会社のトップとして大きな責務であると痛感しました。

同時に、健康であり、仕事へのモチベーションが高い社員を育てることは、生産性向上 につながり業績にも直結すると考え、健康経営を経営の根幹におくことにしました。

2. プロジェクト開始時の状況と喫煙率の変化(81%から6%へ)

社員はおよそ100名で、平均年齢43歳、男女比が8対2です。私が代表になった平成21年11月の喫煙率はなんと81%!。スタッフルームの壁や天井はタバコのヤニで黄ばんだ状態でした。タバコを吸わない人たちが少数派なので、「我慢しています」とか「スタッフルームには入りた

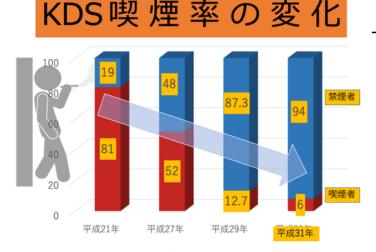


図 1. 喫煙率の変化(81%から6%へ)

くないです」と言っていたのを覚えています。 平成31年1月、喫煙率は6%になりました(図1)。

3. 取り組みの経緯

ではこれまでの取り組みの経緯をご紹介しましょう。

- ① 平成21年、まず喫煙は休憩時間のみにすることとし、時間の制限を行いました。教習と教習の間のインターバルの時間は就業時間ですので、禁煙時間となりました。
- ② 平成22年は、喫煙場所を制限(屋外に灰皿を設置しその場所でのみ喫煙可とする)しました。もちろん、歩きタバコも禁止です。
- ③ 2年後(平成24年)には、12畳ほどの喫煙室を作りました。換気扇2台と分煙装置2台を設置しました。しかし、制限された休憩時間に大勢の社員が喫煙室でのタバコを吸うので、煙の量がその分煙装置や換気扇では追い付かず、ドアを開けた時はその煙が喫煙室から流れ出るのがわかるくらいでした。制服や髪の毛にしみ込むタバコのにおいがあまりにもひどく、大失敗に終わりました。分煙装置はリース契約でしたので、返却する際に違約金を50万円も払う羽目になり、経理担当者から怒られた思い出があります。

①~③のように様々な施策を行いましたが、失敗続きで禁煙が少しも進まないので色々な人に相談しました。そのとき、知り合いのドクターから「会社の禁煙は団体戦でやるのが成功率高いですよ」とアドバイスを受け、一大決心しました。それが敷地内全面禁煙です。

- ④ 「敷地内全面禁煙」を掲げ、まず実施したことは2ヵ月間の猶予期間です。社会保険 労務士の先生と相談を重ねながら、実施の2ヵ月前に社員に「敷地内全面禁煙」の通 達を出したのです。私が一番恐れていたのは、「喫煙の権利を主張してくること」、「個 人の嗜好に関しては自由の権利じゃないか」と反発されることでした。その点につい ては、最高裁の判例もあるとのことを教えていただき、それも通達に記載しました (※後記)。その結果、心配していた反発やクレームは一切ありませんでした。
- ⑤ 次に行ったのは勉強会です。社員には強制ではなく、納得して禁煙に取り組んでもらいたいと思っています。なぜタバコが体に悪いのか、誰か説得力のある専門家にお願いができないものかと思っていた矢先、地元紙の朝刊の記事が目にとまりました。その見出しは「働き盛りの健康が危ない~仕事中の喫煙~」でした。その日のうちにこの記事に引用された「くまもと禁煙推進フォーラム」に電話をいれ、専門家の講演を

お願いし、快く引き受けて頂きました。 知識の普及は現在も進行中で、毎年1回 以上、くまもと禁煙推進フォーラムから 講師を派遣していただいております(図 2)。

職員への勉強会は繰り返し行うことが 大事だと思います。現在は、新聞や雑誌 の切り抜きも紹介し、喫煙の害と禁煙に 関する知識を増やしてもらっています。 社員の方からも、情報を提供してくれる ようにもなりました。 図2. 勉強会の様子



以下は講演を聴いた社員の感想です。

- ミミズがタバコの煙が溶けた水で縮む実験を見て、自分の血管もこんなふうになると思うとこわい。
- タバコをやめられない人は、ニコチン依存症という病気といわれショック。
- 副流煙が主流煙より危険性が高いものだと知り、家族の前でタバコを吸っていて 申し訳ない。
- うちの子どもの小児ぜんそくは、自分のタバコが原因かもしれない。
- ⑥ 禁煙プロジェクトへの会社の取り組みに対する本気度をわかってもらうため、禁煙推進手当を創設しました。社員の健康への先行投資とし、
 - 賞与に禁煙推進手当を加算しています。
 - 1年目は5万円、2年目からは3万円です

社員の間で禁煙外来の話がブームになった時もありました。禁煙に成功した者から紹介してもらったり、禁煙外来の治療法を披露し合ったりしていました。禁煙に気が向かない人を説得する禁煙成功者がいたり、私の出る幕はないというくらいブームでした。団体戦は本当に力強いと感じました。

⑦ さらた取り組んだことがメタボ対策でした。 喫煙者が禁煙に成功すると皆口々にご飯が

美味しくて「太った、太った」と申します。 中には「メタボになったから、やはりタバコ を復活しようかと思っている」と言う人も出 てきました。しかし、それでは本末転倒で す。だったらみんなで、次はメタボ対策に取 り組みましょうということになり、サラリー 図3. ロボリーマン体操



マン体操を教えてくれるロボリーマンを招待して運動を奨励しています(図3)。

⑧ 歯周病も喫煙が関係していると知ったので、 熊本県と熊本県歯科医師会、協会けんぽとの コラボで始まった「歯援プログラム」を活用 させていただいています。歯科衛生士の方が 会社に訪問、個人検査や指導をしていただい ています。唾液をしらべただけで歯周病を判 定してくれるので、その可能性があった者は びっくりして歯科医院通いが始まりました。 知らず知らずに進行し歯をなくすのが歯周病

図4. 歯援プログラム



です。熊本県歯科医師会では毎年先着500名まで無料で実施されています(図4)。

⑨ 団体戦の成功を生かし、禁煙に挑戦する気になった人には、朝礼等において皆の前で「禁煙宣言」をしてもらっています。3ヵ月後禁煙に成功したら、会社から頑張ったご褒美として「禁煙認定書」と金一封渡し、皆で拍手の朝礼をしています。現在3名が禁煙宣言しています(図5)。

図5. 禁煙宣言書と禁煙認定書



4. うまく行き始めた理由について

これらの取り組みを振り返りますと、団体戦、会社ぐるみで取り組んだことが一番の成功の秘訣だと思います。情報交換(禁煙外来の紹介)・お互いの励まし・ライバル心などの相乗効果が生まれました。なにより、「一本どう?」という誘惑がなかったことがよかったようです。敷地内全面禁煙ですので、休憩時間に外出しなければならないという「めんどうくささ」がタバコを縁遠くしたとの意見もありました。

今から考えても、時間分煙、空間分煙、空気清浄器などのいわゆる分煙措置はうまく行きませんでした。専門家により正しい知識を勉強することを繰り返し行ったことも大変有効でした。

また、社員には家族の喜びも励みになったようです。会社の教養の時間として健康についての勉強会や健康推進手当を行うことで、会社の本気度もしっかり社員には伝わったようでした。禁煙プロジェクトで得たものを従業員にヒアリングすると以下のような意見が多くありました。

- 禁煙がきっかけで健康意識が高まり体質が改善した。・体重が5キロ減量でき、 アレルギーが出なくなった。
- 禁煙外来の紹介など、健康という共通話題でよく同僚と話すようになり、コミュニケーションが取りやすくなった。
- 禁煙をしたことで家族が何より喜んでくれた。

- タバコ臭いと近寄らなかった娘がドライブに行こうよと誘ってくれるようになった。
- タバコをやめることができた自分が信じられない。できないと思っていたことができたから前向きに物事を考えるようになった。

社員の皆がいわゆる「健康オタク」のようになってきたので、元気や健康が当たり前になり、仕事へのやる気もアップしている気がします。メタボ対策にも取り組んでいるので、今年の健康診断の結果が楽しみですと言ってくる社員もいます。社員も私に今までよりよく話をしてくれるようになり、コミュニケーションもとりやすくなりました。

経営のあり方では、私自身の考えが一変しました。当初は顧客満足度重視の経営をしていましたが、お客様が受けるサービスを提供する社員自身が、仕事や会社や自分の健康に満足していてこそ、お客様に真に満足いくサービスが生まれてくると考え、今は社員満足度を一番に考えるようにしています。

従業員の健康が保証されると一人当たりの売上高がアップしますので、会社の業績にそれが反映されています。これからもそうだと私は信じています。

このプロジェクトを始めた平成21年頃はそうでもありませんでしたが、今後日本では労働力不足、人材不足が問題となるでしょう。従業員の皆さんが、健康で長く勤務していただくことが会社継続の基盤になってきています。KDSも健康でやる気があるならば生涯現役を目指してくださいと言っています。まさに人は宝なりです。働き手がいなくなり、黒字倒産する会社が増えるとも経営者の会合では言われ出し始めました。私は、社員の健康を守ることが、経営者として業績を伸ばす一番の策だと思います。

5. 会社が喫煙対策に取り組んで

会社の上役や経営者の方から、「喫煙対策に取り組んだら会社がどうなるのか」と聞かれたら何と答えられますか。私は「三方よし」と答えます。社員の皆さんも、経営者も、そして皆が健康なら医療費も削減でき、医療費の面では社会も得することばかりだと実感しています。

「ライフシフト」という本をお読みになった方もいらっしゃるかと思いますが、人生 50年、織田信長の時代から今は人生 100 年と言われるようになっています。健康寿命をどう伸ばすことができるかが大きな鍵だと私自身痛切に思っています。

6. うれしい報告

私が禁煙や健康経営に力を入れていることを以前から知っておられた同業他社の大先輩の役員の方が、先日会議の合間に私を呼ばれ「タバコが人生。1日4箱吸っていた時もあったほど。だけどおかげで50年のタバコ人生にピリオドを打ったよ。君がこの本(「自動車学校」という全国版の業界誌)に書いている通り、健康が第一だよ。それを役員が背中

を見せなきゃ」。その思いから 71 歳で新たな禁煙の人生の一歩を踏み出されたという素敵 なお話もあります。

セミナーでお話しさせていただいた時に、会場から「KDS さんではお客さんは禁煙では ないの?」と質問を受けました。その時、私の返事は「少子高齢化でなかなか厳しい業界 にあってお客様までには禁煙のお願いはできかねております」と答えてしまいました。わ れながら不甲斐ない返事だと情けない思いをしました。菊池自動車学校や熊本ドライビン グスクールという"学校"と名のつく会社を経営している以上「百害あって一利なし」の 喫煙行為は望ましいことではないし、またその害を広報する生涯教育の場であらなければ ならないと考えています。

喫煙のお客様が逃げてしまわれる、それが営業成績の落ち込みにつながる。企業の経営 に関わることになるかもしれないという恐れから踏み出せずにいました。それはまさに今

東京オリンピックを前に日本社会で起こってい る飲食店での禁煙運動の是非と同じのことで す。弊社のお客様のほとんどが若者、日本の将 来を担ってくれる人たちで構成されていること を思えば、早い時期でお客様に喫煙や受動喫煙 の害を学んでもらい、敷地内禁煙に参加してい ただきたいと思っています。この写真は会社の 階段の踊り場に掲げている受動喫煙のポスター とその害の解説書です(図6)。

これから KDS はさらに一歩踏み出し、お客様



図6. 受動喫煙防止の広報

経営者の責務と思って始めた禁煙プロジェクト(その広がりから今では「健康経営」と 呼ばれています)ですが、その波及は自分でも驚くほどです。若手の経営者の皆様への講 演依頼や、地元の健康づくりのセミナーの講演、全国誌の執筆(日本商工会議所・東京商 工会議所・東京海上日動・一社全日本指定自動車教習所協会連合会・産業保健と看護)な ど、ここ数年多くの依頼が舞い込んできます。年々、その普及の広がりを感じています。

にも全面禁煙のフラッグを振って、その輪を広げていきたいと思っています。

昨年は思いもかけず、経済産業省・日本健康会議から「健康経営優良法人 2017」に認定 されました。平成29年8月時点では熊本県内で唯一の認定企業です。思わぬご褒美に、 KDS の社員全員で喜びました。

7. 新たな展開

最初の寄稿からやがて2年が経過しま す。健康経営優良法人の認定も3年連続と なりました(図7)。

図7健康経営優良法人認定書







2017年

2018年

2019年

弊社では平成29年11月からお客様を巻き込んだ「KDS 受動喫煙防止プロジェクト」を展開するようになりました。時代の受動喫煙防止運動の進展に歩調を合わせるようにこのプロジェクトは内外から賞賛を浴び、共同通信社の取材を受け、全国各地の地方新聞10社ほどに掲載されました(図8)。

おかげさまで全国各地から講演の依頼や問い合わせがあります。うれしい悲鳴です。一番心配したお客様の反応は・・・なんと卒業アンケートの統計によれば、95%のお客様から「タバコの匂いが全くしないのが良かった、大満足」と大好評をいただいています。

中には禁煙インフルエンサー(これまでに家族、 親戚、友人など周りの人を自分の禁煙成功談を語り 禁煙に導いたスタッフのニックネーム)のインスト ラクターの影響でタバコをやめた教習生のお客様の 出現するようになりました。

図8 取り組みが紹介された地方新聞





この春から、弊社で開催する春の新 入学高校生の交通安全教室の最後 10 分 間にコラボレーションさせ「KDS 受動 喫煙防止プロジェクト」と題して受動 喫煙の害を講話させていただくように しています。高校生の皆さんも"ミミ ズの実験"や"ウサギの耳の実験"や "産業医科大学の大和 浩先生が公開 されている PM2.5 とたばこ煙"の映像

をみて、大切な知識を得たようで目を輝かせて質問してきます(図9)。

そんな中、ある高校生が「このミミズの実験は小学生の時に見ました。その時からタバコは怖いと思っています」と手を挙げて話してくれ、このくまもと禁煙推進フォーラムの活動の継続が、しっかり将来を担う日本の若者の健康の基盤を作り上げていることを知りました。

私は、フォーラムに入りたての新人ですが、諸先輩達の活動の成果がもう確実に実になっていく姿を肌身に感じることができ大変幸せでした。これからも、タバコの害・受動喫煙の害を多くの人に広報していきたいと思っています。

【補】敷地内禁煙を実施するにあたり社員へ通知した文書のサマリー(平成27年)

1)職員の健康増進に向けて

① 労働安全衛生法では、「事業者は、・・・職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。」とされており、従業員の健康の確保等は事業主の 義務とされています。

また、労働契約法では、「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。」とされており、従業員の健康管理等に配慮することが事業主には義務づけられています。

ところで、会社が実施しなければならない定期健康診断での有所見のほとんどは、高血圧、心臓病、糖尿病等いわゆる生活習慣病と言われるもので、その原因や悪化要因は喫煙や飲酒によるものと言われています。このような意味から、会社は職員の皆様の健康保持のために、禁煙にとり組むことに致しました。

② また、もし就業中に心筋梗塞や脳梗塞が起きた場合には、教習生等の身体や生命に
甚大な被害を及ぼすおそれがあり、これを防止するためにも禁煙にとり組むことに
致しました。

2) 受動喫煙の防止に向けて

- ① 平成27年4月1日からの改正労働安全衛生法では、「室内又はこれに準ずる環境下で労働者の受動喫煙を防止するため、事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講じること」が事業者の努力義務となります。当社では事業所内での受動喫煙の防止たため、既に施設内(建物内)禁煙を実施しております。
- ② 受動喫煙防止について定めのある健康増進法では、従来より「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。」とされていました。

また、これに関する厚労省通達では、「受動喫煙防止対策の基本的な方向性として、 多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきであ る。」とされており、特に妊婦や未成年者が出入りする場所では敷地内禁煙が望ましい とされています。

当社も高校生や大学生等多数の未成年者に利用して頂いておりますので、下記のスケジュールで敷地内全面禁煙にすることに致します。

3) 実施日程

① 試行期間 平成 27 年 4 月 1 日より平成 27 年 6 月 30 日まで敷地内においては、喫煙しないよう務めてください。

② 完全実施 平成27年7月1日より 敷地内においては就業時間内外を問わず、喫煙することを禁じます。

4) その他

- ① この機会に禁煙外来を受診してみようという方は、健康保険による治療が受けられます。3割負担の場合、3ヵ月間・2万円程度の治療費で、6~7割が禁煙に成功します。
- ② 敷地内全面禁煙となった場合、会社正門付近等での喫煙が見られるかも知れません。その場合、近隣からのクレームとなることも考えられます。当社の就業規則第7条(信用失墜行為の禁止)第1号では「常に品位を保ち、会社及び個人の名誉を失墜させないこと。」としておりますので、これに抵触しないよう心掛けてください。

5) Q&A抜粋

Q:確かに嫌煙権というのもありますが、喫煙者には「喫煙する権利」があるのではないでしょうか。

A:これについては、最高裁の判例があります。

この裁判は受刑者に喫煙する権利があるかどうかが争われたものですが、「喫煙の自由は、憲法 13 条の保障する基本的人権に含まれるとしても、あらゆる時、所において保障されない。」としています。

つまり、この裁判では喫煙の自由は、「権利」とは断定されておらず、仮に権利 としても他人の権利や自由を侵害することは許さず、制限をすることはできる としたものです。喫煙は場合によっては制限されるということです。